



2022年12月2日

各位

上場会社名 グローム・ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 藤本 一郎
(東証グロース・コード 8938)
問合せ先 経営企画管理室 室長 涌井 弘行
(TEL 03-5545-8101)

不適切な取引に関する社内処分決定のお知らせ

2022年6月24日付け「特別調査委員会の調査報告書受領のお知らせ」にて公表のとおり、当社子会社において不適切な取引が行われた旨の指摘に対し、一部先行して社内処分を行いました。当社再発防止策(2022年8月30日および同年9月28日一部変更を公表)に基づき、当社監査等委員会において当該社内処分の妥当性を検証の上、当社取締役会で審議した結果、本日、下記のとおり最終的な社内処分を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の内容

グローム・ホールディングス株式会社(当社)・・・GMHO
グローム・マネジメント株式会社(当社子会社)・・・GMMA

現役職名	氏名	処分内容
GMHO 代表取締役社長	藤本 一郎	GMHO 役員報酬を2022年12月以後、4か月間、20%減額
GMMA 代表取締役社長	森 芳英	GMMA の役員報酬を4か月間、20%減額(2022年8~11月実施済)
GMHO 経営企画管理室長	涌井 弘行	子会社役員報酬及び GMHO 従業員給与のうち4か月間、約12%減額(2022年8~11月実施済)
GMHO 常勤監査等委員取締役	山口 公明	GMHO 役員報酬を2022年12月以後、4か月間、20%減額

2. 処分の理由

藤本一郎は、不適切な取引が行われていた期間は、GMHO 又は GMMA の役員として在職していません。また、特段監査等委員会からも処分についての指摘があったものではないが、最終的な上記処分を確認・実行する際の代表取締役社長としての経営責任とその執行の責任を取るべきものである。

藤本一郎を除く上記3名は、不適切な取引が行われていた期間は、GMHO 又は GMMA の役員として当該取引を管理・監督する立場として在職していたが、その職務を怠った責任を取るべきものである。

なお、GMHO及びGMMAの代表取締役社長であった宮下仁は、2022年11月18日開示「代表取締役の異動、ならびに子会社の代表取締役の異動に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日付でGMHO及びGMMAの代表取締役を辞任しております。

以上